定　　款

東和薬品株式会社

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は東和薬品株式会社と称し、英文では
TOWA PHARMACEUTICAL CO.,LTD.と称する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　医薬品の製造、売買ならびに輸出入
(2)　健康に関する製品、サービスの企画開発、提供ならびに売買
(3)　医薬部外品、化粧品の製造、売買ならびに輸出入
(4)　医薬品原料および工業薬品の製造、売買ならびに輸出入
(5)　食品および食品添加物の製造、売買ならびに輸出入
(6)　医療用機械器具等の売買ならびに輸出入
(7)　医薬品その他の分析試験、安全性試験の受託業務
(8)　情報提供サービス業、印刷業および労働者派遣業
(9)　その他各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社の本店を、大阪府門真市に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査等委員会
(3)　会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、14,700 万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2)　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）

第１０条　　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第１１条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第３章　株主総会

（招　集）

第１２条　　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合、随時招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）

第１８条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2　当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

（選任方法）

第１９条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

4　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（任　期）

第２０条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3　増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会規程）

第２２条　　取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役会の招集者および議長）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故のあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第２７条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

（取締役の責任免除）

第２８条　**当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。**

２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第２９条　　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には更にこれを短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第３０条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

（常勤の監査等委員）

第３１条　　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第６章　計　　算

（事業年度）

第３２条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３３条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３４条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３５条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

昭和５８年１２月２６日　一部変更
昭和６３年１２月１９日　一部変更
平成　２年　６月２５日　一部変更
平成　６年　６月１７日　一部変更
平成　７年　６月２９日　一部変更
平成　８年　６月２７日　一部変更
平成１０年　６月２６日　一部変更
平成１３年　６月２８日　一部変更
平成１４年　６月２７日　一部変更

平成１５年　６月２７日　一部変更
平成１６年　６月２４日　一部変更
平成１８年　６月２８日　一部変更
平成２０年　６月２５日　一部変更
平成２１年　６月２４日　一部変更
平成２７年　６月２４日　一部変更
平成３１年　４月　１日　一部変更
令和　元年　６月２５日　一部変更
令和　４年　６月２４日　一部変更